

編輯部報情閣内

週報

第七十六號

昭和十二年十月三十日 日曜 郵政特種認可 (毎週一冊發行)



八紘一字の精神

(教 學 局)

武器なき戦士・宣撫班

(陸軍省新聞班)

津浦戦線の進展

(陸軍省新聞班)

長江沿岸の掃蕩

(海軍省海軍軍事普及部)

新政権と在留華僑

(内 務 省)

ソ聯裁判の内情

(外務省情報部)

第七十二回帝國議會の概観

(内閣官房總務課)

五錢

昭和十三年三月十三日

編輯部報情閣内

週報

第七十六號

昭和十一年三月三十日 星期一 郵政特准掛號認爲新聞紙類 (每週一出版)

五錢

八紘一字の精神

(教 學 局)

武器なき戦士・宣撫班

(陸軍省新聞班)

津浦戦線の進展

(陸軍省新聞班)

長江沿岸の掃蕩

(海軍省海軍軍事普及部)

新政権と在留華僑

(内 務 省)

ソ聯裁判の内情

(外務省情報部)

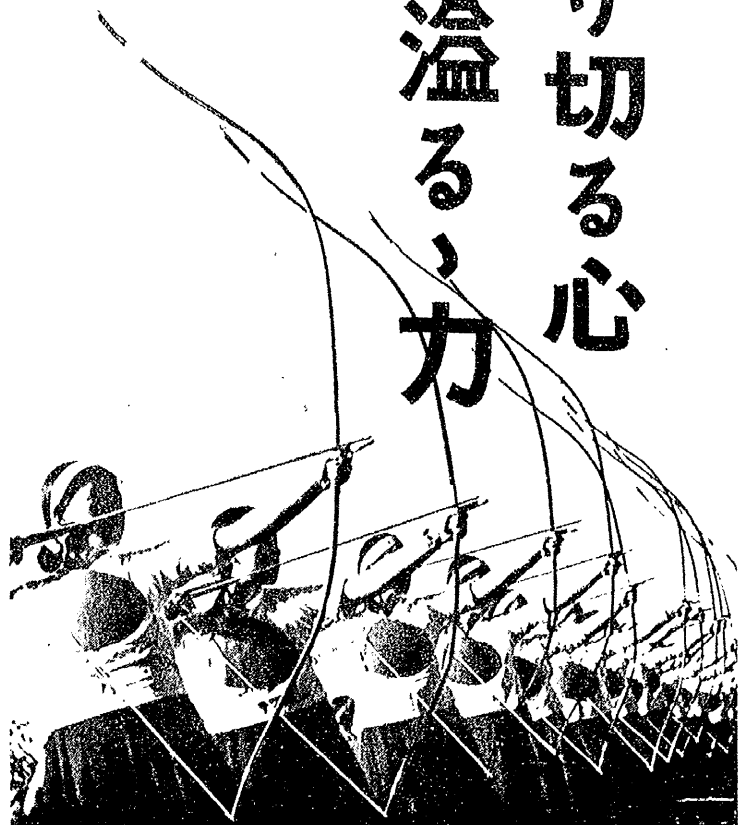
第七十二回帝國議會の概観

(内閣官房總務課)

昭和十一年三月三十日

露光量違いにより重複撮影

張り切る心 溢るゝ力



員動總精神民國

週報 第七十六號

八 級 一 字 の 精 神 教 學 局 (二)

武器なき戦士：宣撫班 陸軍省新聞班 (八)

戦 津浦戦線の進展 陸軍省新聞班 (五)

況 長江沿岸の掃蕩 海軍省海軍中事官及部 (三)

新政備と在留華僑 内 務 省 (二六)

ソ 聯 裁 判 の 内 情 外務省情報部 (一)

第七十三回帝國議會の概観 内閣官房總務課 (七)

◆ 東京公報の注意 内閣官房總務課 (四)

露光量違いにより重複撮影



張り切る心
溢るゝ力

員動總精神民國

週報 第七十六號

- 八紘一字の精神……………教 學 局……………(二)
 - 「武器なき戦士」・宣撫班……………陸軍省新聞班……………(八)
 - 津浦戦線の進展……………陸軍省新聞班……………(二五)
 - 況 長江沿岸の掃蕩……………海軍省海軍軍事普及部……………(二二)
 - 新政権と在留華僑……………内 務 省……………(二六)
 - ソ聯裁判の内情……………外務省情報部……………(三〇)
 - 第七十三回帝國議會の概観……………内閣官房總務課……………(三七)
- ◆最近公布の法令……………内閣官房總務課……………(四四)

刊行の趣旨

政府の行はうとする政策の内容や意圖を廣く一般國民に傳へて其の正しい理解を求め、公正な輿論の聲を聞き、又法令の趣旨や内容の普及を圖り、其の他政府の各種機關に依つて得られる内外の情勢、經濟學術技藝等に關する資料を公表して、政府と一般國民との接觸を緊密にし、公明な政治の遂行に寄與しようとするものである。

最近號主要目次

- 第七十一號
 - ▽國家總動員法案に就いて
 - ▽建艦通關問題と帝國海軍軍備
 - ▽敵大軍を黄河に壓す
 - ▽長沙に初撃を加ふ
 - ▽朝鮮の國境警備
 - ▽獨逸の國防軍改革とその影響
- 第七十二號
 - ▽支那事變と滿洲國
 - ▽社會事業法案に就いて
 - ▽列國海軍の情勢
 - ▽京漢鐵道黄河畔に達す
 - ▽國策と鐵道運貨政策
 - ▽パナマ運河の話
- 第七十三號
 - ▽陸軍記念日に當りて
 - ▽國民融和週間就いて
 - ▽護りは固し銃後の臺灣
 - ▽山西省の敵軍潰滅近し
 - ▽海空軍の戰果輝く
 - ▽不法ノ聯の壓迫
- 第七十四號
 - ▽簡易保險金額制限の引上
 - ▽海軍陸戰隊の話
 - ▽國民とステールブル・ファイバー
 - ▽北支五省を悉く掌握す
 - ▽討匪すむ滿洲國
 - ▽廣東の近況
- 第七十五號
 - ▽伊太利のフランズム
 - ▽航空機製造事業法案に就いて
 - ▽敵都空襲の體驗
 - ▽我が砲火隨海嶽を制壓す
 - ▽獨逸併合成立

八紘一字の精神

教 學 局

八紘一字の精神とは神武天皇奠都の詔の中の「八紘を掩ひて宇と爲む。」のお言葉に基づくのであるが、この詔は神武天皇日向より御東征の途に上り給ひしより六年の間、幾多の困難と闘ひ給ひ、皇兄五瀬ノ命を失ひ給ふほどの御悲痛にも屈せられず、天ツ神の御子としての御信念と天業恢弘の御精神とによつて、遂にその大業を成し給ひ、己未の年即ち御即位前二年三月七日都を大和橿原の地に奠め給ふに當つて下し給うた詔であつて、皇祖の神勅に基づき我が肇國の大精神を具體的に示し給うたものである。この詔には

我東に征きしより茲に六年になりぬ。皇天の威を頼りて、凶徒就戮されぬ。邊土未だ清まらず。餘妖尙梗しと雖も、中州之地復風塵なし。誠に宜しく皇都を恢廓め大壯を規募るべし。而るに今逆屯藪に屬ひ、民心朴素なり。巢に棲み穴に住む習俗惟れ

常となれり。夫れ大人の制を立つる、義必ず時に随ふ。苟くも民に利あらば何ぞ聖造に妨はむ。且當に山林を披拂ひ、宮室を經營りて、恭みて實位に臨み、以て元二元を鎮むべし。上は則ち乾靈の國を授けたまふ、徳に答へ、下は則ち皇孫の正を養ひたまひし心を弘めむ。然して後に六合を兼ねて以て都を開き、八紘を掩ひて宇と爲むこと、亦可からずや。夫の敵傍山の東南檀原の地を觀れば、蓋し國の塊區か、治るべし。と仰せられてある。右の詔の聖旨は

(2)

神武天皇が東に幸遊はされて六年になり、大和地方一帯のわるものが天ツ神の御威徳によつて大體平定したのを御覽になつて、醇朴な民を導く爲に都を建設しようとの御理想を示し給ひ、皇祖の神勅に基づいて天壤無窮の皇位に即き、天下の萬民を正しく生成發展せしめんと愛民の大御心を示し給うたのである。これによつて天皇は上は皇祖天照大神がこの國土を授け給うた御神徳に報い、下は瓊瓊杵ノ尊がこの國に降つて醇朴な民を愛しみ育て給うた御精神を弘めようとし給うたのである。さうして國內盡くを都のやうに皇化に浴せしめ、天下を擧げて一家の様に大和し、相倚り相扶けて發展せしめようとの大御心と拜察せられるのである。

まことに禍を拂ひ、道を布き彌々廣く開けゆく我が國の輝かしい發展の道を示し給うたのである。御歴代天皇はこの御精神を御繼承遊ばされたのであつて、明治天皇は明治二十六年二月十日「在廷ノ臣僚及帝國議會ノ各員ニ告ク」の詔に「皇祖國ヲ肇ムルノ初ニ當リ六合ヲ兼テ八紘ヲ掩フノ詔アリ」と仰せられた。我々はこの御精神を拜する時、皇化にまつるはぬ一切の禍を拂ひ、國內は勿論各國家・各民族をして夫々その處を得、その志を伸ばさしめ、相倚り相扶けて靄然たる一家をなして生成發展せしめ、以て萬國威寧とするの御精神と解し奉ることが出来る。

(3)

この八紘一字の御精神は天祖が萬物を愛しみ育て給ふ皇威の現れであつて、或は和の御精神と拜察することが出来る。聖徳太子が憲法十七條に「和を以て貴しとなし、忤ふることなきを宗と爲す」と示し給うたのはこの御精神をお説き遊ばされたものである。この大和の精神が萬世一系・君臣一體の國體となり、國民生活の上では家族制度となつたのである。仁徳天皇は「百姓貧しきは、則ち朕が貧しきなり。百姓富めるは、則ち朕が富めるなり」と仰せられ、又雄略天皇は

義は乃ち君臣、情は父子を兼ぬ。

と仰せられ、又、今上天皇陛下は御即位式の勅語に

皇祖皇宗國ヲ建テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家ト爲シ民ヲ視ルコト子ノ如シ列聖相承ケテ仁恕ノ化
下ニ洽ク兆民相率キテ敬忠ノ俗上ニ奉シ上下咸孚シ君民體ヲ一ニス是レ我カ國體ノ精華ニシ
テ當ニ天地ト竝ヒ存スヘキ所ナリ

と仰せられた。

かやうな八紘一宇の精神が世界に擴充せられて、夫々の民族國家が各々その分を守り、相提
携してその特性を發揮する時、眞の世界の平和とその進歩發展とが實現せられるのであつて、
古くは光仁天皇が渤海王に書を賜うて、「率土の濱、化、同軌に輯るあり、普天の下、恩、殊隣
に隔てなし。」と仰せられたのは、國中にゆきわたつた皇室の恩徳が海を越えて外國にまでゆき
わたるとの御思召であり、近くは明治天皇が五箇條の御誓文御宣示の時の宸翰に

朕茲ニ百官諸侯ト廣ク相誓ヒ 列祖ノ御偉業ヲ繼述シ一身ノ艱難辛苦ヲ問ス親ヲ四方ヲ經營
シ汝億兆ヲ安撫シ遂ニハ萬里ノ波濤ヲ拓開シ國威ヲ四方ニ宣布シ天下ヲ富岳ノ安キニ置ン事

ヲ欲ス

と仰せられたのは、國內に洽く潤はせられた御稜威を四海に及ぼして世界を平和に保たんと
の御思召と拜察せられるのである。

由來我が國の武は萬物を生かす爲めの所謂神武である。神武天皇が日向を出て東に幸遊ば
されたのは、遠隔の地に未だ皇化が及ばず、大小の村々に夫々頭目があつて相争ひ相闘つて人
皆苦しんでゐたので、これ等の争ひを鎮め、民を安きに置くためにまつろはぬ者をまつろはし
め給うたのであつて、先づおだやかに皇道を説いて、歸順すべき旨をお諭しになり、それでも
尙反抗した場合には已むを得ず干戈をお用ゐる遊ばされたのであつた。天皇が天業恢弘の基を
ひらき給ふに當り、「吾必ず鋒刃の威を假らず、坐ながらにして天下を平げむ。」と仰せら
れたのはこの平和の御精神を示し給うたものと拜察せられるのである。

惟ふに今次の支那事變は支那が排日抗日を事として反省しないため、已むを得ず兵を出して
これを撃つたのであつて、支那の悪夢を醒ませ、我が肇國の理想たる八紘一宇の精神を光
被せしめて眞に提携の實を擧げ、東亞永遠の平和を確立し、更にこれを世界に及ぼして和氣

靄々たる一家の如き世界平和を樹立せんがためである。第七十二回帝國議會の開院式の勅語に

帝國ト中華民國トノ提攜協力ニ依リ東亞ノ安定ヲ確保シ以テ其榮ノ實ヲ擧クルハ是レ朕カ夙夜軫念措カサル所ナリ中華民國深ク帝國ノ真意ヲ解セス濫ニ事ヲ構ヘ遂ニ今次ノ事變ヲ見ルニ至ル朕之ヲ憾トス今ヤ朕カ軍人ハ百戰ヲ排シテ其ノ忠勇ヲ致シツツアリ是レニ中華民國ノ反省ヲ促シ速ニ東亞ノ平和ヲ確立セムトスルニ外ナラス

と仰せられたのも全く肇國以來の國史を一貫する八紘一宇の大精神を現し給うたものと拜察せられるのである。帝國が若しこの義憤の膺懲を加へなかつたならば、支那は共産主義跳梁の巷となり、東亞の天地は共産思想と複雑なる歐米勢力の葛藤の修羅場となり、我が國の理想たる東亞並びに世界永遠の平和を望むことは到底出來ないであらう。

我が國はかやうに膺懲の鋒を向けたが、これは容共排日の政策を掲げて東亞の平和を攪亂する國民政府を討つたのであつて、決して支那四億の民を敵としたのではなく、反つてその處を得るその志を伸ばさしめんが爲めである。我が軍が宜撫班を設けて人心を鎮めてゐるのも、又戦地

に在る我が將兵が支那の住民に食糧醫療を施して戦禍に苦しんでゐる支那住民の救済に努めてゐるのも、更に又治安維持會を援けて治安を回復せしめ、最近樹立された新政府と相提携して東洋平和の確立を圖つてゐるのも、何れも大和の精神の現れであつて、これ即ち八紘一宇の大精神の顯現に外ならない。

今や事變は長期持久戦に入つたのである。銃後の護りを固める國民は堅忍持久、愈々奉公の誠を致し、眞に國民精神總動員の實を擧げねばならぬ。茲に事變下の神武天皇祭を迎ふるに當り、神武創業の大精神を體して更に國民の覺悟を新にし、一致團結以て皇運を扶翼し奉らねばならぬ。これ即ち八紘一宇の大精神を宣揚すべき銃後國民に課せられたる一大使命である。

武器なき戦士・宣撫班

陸軍省新聞班

…宣撫班とは何か…

輝かしい世紀の黎明が大地の上に訪づれた。いま支那大陸の一角から、新政権の五色旗の下、皇軍の恩威に浴して「新しい支那」が建設への巨歩を踏み出した。「新しい支那」それは支那四億の民衆が待ちに待った解放された姿であり、東洋永遠の平和への道標である。

思へば支那の民衆は、永い開國政府の壓政と、支那軍閥の搾取に堪へ忍んで来たものである。あの豊沃な大地に悲まれながら常に生命と生活の脅威にさらされてきた。内亂の度毎に親兄弟を戦場に奪はれ、汗の結晶として生れた物資はどしどし徴發され、血の沁むやうな高税が課せられる。その上、一旦戦火が交へられると掠奪、放火と暴虐の限りがつくされる。

家を焼かれ、田畑は荒され、食ふに食なく、住むに家なき氣の毒な人々が街に、村に投げ出される。そこへ今度の事變が起つた。大地は戦火の巷と化した。

支那側の自信あり氣な宣傳にも拘らず、支那の抗日軍はもろくも敗れ、皇軍は破竹の勢、またたく間に皇威は普く大陸に延びた。

戦火の後に来るもの—過去幾度かの戦争の経験から軍隊の掠奪、暴行を覚悟したであらう支那民衆には、今度の場合にはあまりにも異つた姿だつた。入城する皇軍から與へられたものは暴虐どころか、温い憐れみと慈しみと救ひの手であつた。病める者には醫者と藥を、飢ゑたるものには食料を、家なきものには家が與へられた。皇軍の武威の下に混亂の巷には秩序がよみがへり、廢墟には力強い復興が始つた。戦禍から新しい平和が到来した。「日本軍は無辜の民衆を敵

(8)

とするものではない。我々を解放するために戦つてゐるのだ。救世主だ」との叫びがどこからともなく人々の心からこみ上げるやうに上つて来た。皇道精神は日に日に彼等の心の中に沁み込んでゆく。

今度の支那事變の眞意も亦ここに存するわけである。抗日陣營の聖戦は決して一時の軍事的勝利に満足するものではない。日滿支を一體とする東洋永遠の平和を確立するため新しい道義國家が生れることが如何に支那民衆の永劫の福祉であるかを知らさねばならない。それは支那軍のあくなき非人道的暴虐行為に泣く者に、心からの慰撫を贈り新しい生活の希望を與へ可憐な窮狀から救脱させ、これを擁護して眞に日支提携に導くやう現實の恩恵を與へることである。

不幸な支那民衆のための聖戦は、東亞倫理化のため、の戦であり、人類福祉のための平和の戦でもある。そこに宣撫班の活躍の場面が生れた。宣撫班は皇軍部隊に従つて戦線地区民衆の餓饉に努め、離散民衆の歸來促進、罹災民の救済に當り、皇軍の眞意を民衆に知らせ、皇軍の行動を理解させ、協力させて地方治安の確保を期する。そして經濟、文化的建設にも協力し、誤れる抗日容共治下の民衆を赤化の危険から救ひ明朗支那の

實現を促進する重大な任務が課せられてゐるのである。そしてこの宣撫班の活動を通じて聖戦の意圖は民衆の間に強く認識されて行く。

…宣撫の光輝し…

宣撫班は砲彈を越えて進む第一線の戦士である。皇軍の進むところつねに宣撫の戦士は従つて行く。皇軍占據の日章旗がさつと上ると戦禍の生々しいあとに第一番に飛び込んで活躍し始めるのが彼等である。戦争の恐怖に慄いてゐる民心にまづ安心を與へ、平和への希望を持たせる救世主である。

支那軍の頭張つてゐた戦線地区の住民は日本軍の進撃で支那軍と共に逃亡するか、或は支那軍自身が退却に際して行ふ掠奪、暴行を恐れて奥地に避難してゐるが、いづれにせよ人氣のない廢墟となつてゐるのが常である。たまたま破壊された民家のかげに残つてゐると見れば老人や不具者や親を見失つた子供たちで、彼等までが「日本軍は女子供まで虐殺することの共産分子等の宣傳を信じ切つてゐるのだ。いくら温い恵みの手を差し延ばさうとしてもこわがつて手を出せないのだから」まされることもある。だから宣撫班員は彼等民衆の心

(9)

から恐怖をのぞいて信頼させる事が最初の仕事である。

「恐怖より信頼へ」として「民心の安定から治安の恢復へ」と捨身の活動は開始される。

疲勞と困憊に憔悴し切つた避難民を各地から歸らせ、食を與へ家をあてがひ、安んじて生業につかせる。地方の有力者、有識者と協力して治安維持會の結成などに努力する。街々に布告やポスターをはり、傳單をばらまいたり街頭に立つて事變の真相を説き皇軍の意圖を徹底させる爲に一場の演説をやる。

民衆の動搖が安定すると難民救済の温い手が差し延ばされる。

食ふに食なく住むに家なき避難民に收容所を設けて食料を給與してやつたり、時には數萬人の人々に施米施粥を行ふこともある。醫療機の乏しい地方の民衆や罹災民に施療や施藥を行つたりコレラ、チブスのやうな傳染病が流行してゐる時などは豫防注射をしたりして文明の恩恵を與へる。

又家を失ひ、職を失つて呆然としてゐる民衆の爲に問事處を設けて明日の生活への相談に應じてやつたりする。一方皇軍出征の意義を明らかにシデマを排撃す



施 實 の 療 醫

(10)



を 子 菓 お に ら 供 子

るために新聞を發行して民衆を指導したり、不在家財を皇軍と協力して安全に保管したり、皇軍援助や宣撫工作に功績のあつた篤行者を表彰し、或は戦争のため爆破された家や労働者を調査し戸別訪問をなし、慰撫見舞を行つたり、身を以て皇道精神を實踐し日支親善への希望の道を拓いて行くのである。殊に可哀さうな子供や老人たちには特別の配慮を行ひ、キャラメルをやつたりお菓子をやつたりして親しみのうちに「日本軍は決して怖いをぢさんぢやない、お前たちの味方なのだ。」と童心を通じて握手を交はし、一方老人のためには敬老會を催し地方民へ敬老觀念を植え付けることも考慮される。このやさしい心の友として多くの日支女性が獻身的な活動をつづけてゐることは、特筆されてよからう。

何よりも意を注がねばならないのは生氣を失つた民衆に經濟生活の安定を與へ、今後の生活計畫を立てさせることだ。そして荒廢地方の經濟的復活が急務だ。まづ金の流通促進をやる。折角民衆が歸郷しても敗殘兵や砲火を恐れて農作に従事しないやうではいけないと、歸順民に集團收穫隊を作らせて日の丸の旗を與へ、この旗の下にある民衆には砲火の洗禮を與へぬこ

(11)

とし集団收穫の實踐を擧げさせる。又市場の開設も促進させる。

又一方では新しい建設的の文化を迷へる民衆の前に與へて行く。今迄使はれてゐた抗日教科書は覺醒した指導者の手で廢棄され、民衆は新しい教科書で新しい道義國家建設の理想を學ぶことが出来るやうになる。日本を知らう、日本語を學ぼうとの民衆の要望に應じて、日本語の教科書が、新しい音楽や歌が彼等の中に與へられる。

各地に日本熱が高揚して北京、天津方面はいふまでもなく、濟南などにも四つもの日本語學校が生れ、生徒三千名に達する有様だ。小さな街先にも日語小冊を賣る露店が現はれた。

宣撫班の盡力と相俟つて各地で皇軍への感謝が民衆の間に力強く叫ばれ、皇軍と民衆の協力が實現してゐる。獻縣では農村民數百名が自發的に西河岸の伐採作業に従事し、德縣では部隊長に頌徳倫額が贈られたこともある。民衆は各地で道路、橋梁の改修、苦力の募集、物資の調達、夜餐、馬匹の便宜等に當り涙ぐましい協力をしてゐる。民心の信頼を受け、治安が安定するにつれて宣撫班



宣撫班の活動

(12)

の活動は「愛護村」建設運動に向けられる。

愛護村は「民路合作」「以民護路」を標榜し、主要鐵道、道路に沿ふ部落民を打つて一丸として結成し、愛路思想の普及強化、指導者の養成、青少年隊の結成指導等を行はうとするもの、いま皇軍恩威の及ぶ各地區には多くの愛護村が組織されてゐるが、愛護村民は愛護村長の命を受け、皆一様に鐵路、自動車路、通信線を愛護する義務を負ひ日夜この尊き愛路奉仕に従事し匪賊などの連報にも當る。その代り當局は村民の危急が迫つた場合、優先的に保護するばかりでなく、缺乏物資や菓子、日用品、雜貨の配給を行つてやつたり、優良種子や苗木を分譲したり愛護村民の教養の爲村塾を開設し文化の恩恵に浴させるなどの特權を與へるので、村民は我が眞意を次第に理解し宣撫班をしたひ匪賊が襲來した時民衆が「宣撫官にもしものことがあつたら大變……」と自分達の家にかくまつてくれたらうるはしい情景も見られた。民衆の友になり切つてゐるだけに宣撫班には犠牲が殆どない。又班員が村を去るときが來ると、村民こそぞつて班員と共に退去しようとするなど涙ぐましい場面も生れる。

鐵路愛護村には村内の青少年男女を以て鐵路愛護村青年隊、少年隊、婦女隊などが編成され將來の確固たる愛護村の指導者となるための訓練を受けてゐる。石家



少年隊宣撫班

莊宣撫班の下に生れた少年隊などは隊員數百名を算へ、毎日朝早くから街路の清掃や宣撫工作の手助けを

(13)

行ひ進んで巡回宣撫隊を組織して附近の村落に出かけたり労働奉仕をやつたり各方面から模範少年隊と賞讃されてゐる。かうして日支提携、共存共榮の實は著々と成果を収めてゐる。

…支那はいま甦る…

皇軍の往くところ必ず宣撫活動があり、或は黄河の制壓に、或は山西、陝西の征旅に、各地區に互つて活動がつけられてゐる。

わけても敗残匪、土匪、共産匪の横行する後方地帯を身に寸鐵も帯びず馳驅して地方農民大衆を慰撫し、救恤し、心の交りを結ぶ宣撫官、時には皇軍部隊に従つて敵情偵察や民情調査に携はる宣撫官の行動は、「武器なき戦士」の名に背かぬものがある。

そして今彼等の獻身的な活躍で民心漸く皇軍の威武の下に安んじ、多年赤化の根柢といはれた山西にも日滿支を一體とする道義思想の輝かしい曙光がさし、明朝支那の實現は日を逐うて進んでゐる。日本語にむさぼりついて新しい支那を知らうとする青年、兵隊さんと喜々と戯れてゐる支那の子供たち、希望の建設に張

り切つて働いてゐる支那の労働者たち、…いまいたるところに提携の麗しい情景が展開されてゐる。事變前、東光縣城の小學生が「殺敵救國の歌」と題して

…中華の男子よ 國のため忠を盡せ 同胞よこの恥を雪げ 一人一人が前進せよ 日本人一人を殺すとも不満足なるぞ 殺すなら皆殺せ かくて成功といひ得べし

と歌つてゐた抗日支那を思ふとき、我々は感慨無量である。事變は支那民衆に新しい世界を教へ、かつ與へたのである。皇道精神は實踐を通じて支那民衆の間に沁みこみ、擴がつてゐる。宣撫班の任務も亦重いかなである。

× × ×

(14)

津浦戦線の進展

陸軍省新聞班

一、概況

皇軍の黄河作戦完了により黄河以北は各地とも今や残敵掃蕩の時機に入つたが、或は山地に潛み、或は良民に混つて時折り反撃し來る敗敵の蠢動も、一度皇軍の精銳に當れば敵軍の誇號する遊撃戦術も全く恐るゝに足らぬ事實が明白となつた。

戦局の重點は黄河より一轉して津浦線上に移動して來た。津浦線南下部隊は快調を以て敵を壓して徐州を去る十里餘の臨城に達し徐州の敵陣營に多大の脅威を與へ、一方山東省南部の掃蕩を行ひつゝ南進せる部隊は沂州に肉薄し張自忠の率ゐる敵有力部隊との間に近く會戦が決定されんとしてゐる。津浦線北段に於いては我が側面を衝かんとする敵の氣勢があり、南段及び江南方面に於いて

ては到る處遊襲して我を牽制せんとしつゝあるが、單なる敵の最後の足掻きに過ぎず徐州附近の敵本據に對する我が包圍圈は漸次縮小されつゝある。破邪顯正の利劍が徐州の咽喉部を貫くも遠き日ではなからう。春淺き中支にも春風新芽を誘ふ新政權の胎動あるとき北支中支を貫く防共親日の現實が赤化の魔手に踊る敵軍の戰意に如何に響くかは著目すべき今後の見物であらう。

二、山西方面

老獪なる蔣介石のため黄河の渡河を阻止され吉縣郷軍附近の山嶽地帯に逃げ込んだ山西の四川軍その他雜軍の掃蕩は十八日未明を期し一齊に火蓋が切られた。この方面の山嶽は岷々たる峻嶮と決り取つたやうな斷崖峻き

(15)

で我が鯉登、小林、鈴木部隊等は難行軍を続け東北南の三
方面より逐次敵を壓迫し、小林部隊は十九日正午殘敵の
巢窟の一つたる郷寧を占據、また鯉登部隊は同日午前十
時和尙堂(吉縣北方五里)を占據し更に吉縣に迫つた。

二十日午前四時半鯉登部隊は吉縣を占據し續いて午後
二時小林部隊も堂々入城した。かくて山西西南部の殘敵
も三日間の掃蕩により支離滅裂となり西方及び北方に
潰散した。吉縣には十八日までこの方面の總帥閻錫山
が臨汾陥落後遁走し司令部を置き敗殘山西軍を指揮して
ゐたことが確實にされた。

蔣介石は閻錫山に對しなほも山西の山中奥深く遁入し
て日本軍の後方線を攪亂するやうに命じ、支那軍として
は却つてそのゲリラ戰的體勢を整へ得たと豪語して居る
から今後も油断は出来ないが、次の戦果に依つて知るや
うに所謂ひかれ者の小唄の感がある。

本掃蕩戰に於いて敵の第六十六師第七十二師は潰滅し
遺棄死體四千二百、野山砲十二門、迫撃砲十二門、ガソ
リン千二百罐等を鹵獲した。
別に難石守備隊の一部は十九日難石西北方約二十四軒

の地點で約三千の敵を撃退した。又佐々木部隊は十九日
大谷南方山地帯を討伐し約二千の敵に多大の損害を與へ
撃退した。

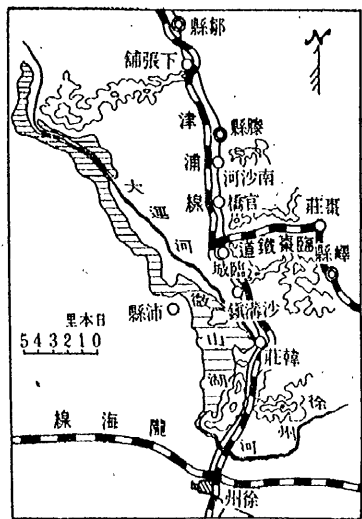
三、山東方面

1. 津浦線北段

三月十四日より行動を起し津浦線に沿ひ南下攻撃を開
始した我が軍は同日夕界河驛及び部落を占據した。この
附近の敵は四川軍約五千で敵遺棄死體約一千五百であ
る。十五日拂曉同地附近に兵力を集結した後、滕縣城東方
地區に進出して十七日より赤柴部隊の一部を以て滕縣を
攻撃し城内を掃蕩した。主力部隊は滕縣を迂迴して南方
に向ひ追撃を續行し十七日午後五時滕縣南方八里の臨城
を占領した。

臨城 今より十五年前、匪賊の集團がこの附近で津浦線の國
際列車を襲撃し多數の外人を山塞に拉致し所謂臨城事件を起
した所である。韓莊と共に山東南部の津浦線上の軍事的要地
で江蘇省境の利國驛まで僅かに二十一哩敵の重要據點たる徐
州まで僅かに四十三哩である。この附近より漢々たる徐州平

徐州北地方要區圖



野が開けてゐるのであつて人口は約一萬二、三千あり臨縣の
大英田區に近く、こゝより雲莊縣を経て徐州東方にて臨海
線と連結され交通上の要衝である。
福榮部隊は十六日敵の裝甲列車一を鹵獲した。
十九日午後早くも山東省南端の韓莊を猛攻これを占據

した。韓莊より運河を隔て、江蘇省の臨海線徐州は十里
の近きにあつて敵は運河及びその南方の小流の線に大軍
を集結し徐州より救援部隊を續々北上せしめてゐる。
臨海鐵道に沿ひ敵を急追しつゝ東進中であつた我が

軍は十九日午後六時三十分遂に臨縣を占據した。臨縣は
臨城と共に敵の山東省に於ける最後の抵抗線であるが、
我が軍の神速な進撃に周章狼狽を極め南方に潰走した。
韓莊の陥落と共に今や津浦線の西南地區の肅清全く成り
臨海線は運河を隔て、指呼の間にあり、鄒縣より軍を進
めること百五十餘里の廣地域を僅か六日を以て席卷し
た。我が軍は常に間道を迂迴して敵の側背を衝き敵陣地
をして自ら崩壊せしめる戰術に出たもので滕縣攻撃中に
八里も南方の臨城に既に我が砲火が集中される等その一
例で機動作戰の妙味を發揮したものと云へよう。

沂州方面

山東東部地區を南下中の片野部隊は三月十四日より十
七日の四日間に亘り湯頭鎮南方及び西南方地區に於いて
張自忠軍三十八師百八十師七、八千と激戦を交へこれを
撃破し南方に潰走せしめた。敵の遺棄死體は約三千で
ある。二十一日夕以來沂河左岸沂州東南方地區に向ひ追
撃中である。

沂州は山東東部に於ける臨海線防禦のための要地で、
張自忠は六萬の大軍を以て我が進撃を喰ひ止めんと必死

の防戦に力めてゐるが、津浦線方面の敵敗退のため沂州も戦略包圍の態勢に陥り沂州陥落も近きにあるを思はせらるに至つた。沂州落ちんか臨海線の危険は海州の敵軍を襲の中の鼠となさしめ、一方徐州に對する包圍圈の縮小となり敵の痛手となるは火をみるよりも明らかである。

四、中支方面

1. 江南方面

皇軍の津浦線北上を極度に恐れた敵軍は我が兵力を分散又は牽制するため、或は逆襲を試み、或はゲリラ戦術を用ひるなど種々對策に腐心してゐるが、最近に至り小嶺にも江南地方の我が警備區域の後方を衝かんと約二萬師の兵力を以て蕪湖杭州間の間隙に侵入し來つたので新鋭な我が軍は去る三月十四日頃より湖州、杭州、蕪湖、無錫、金壇の各方面より一齊に進撃を開始しじり／＼と敵軍を包圍しつゝある。

①杭州附近より前進した高橋、佐藤、中島等の諸部隊

を踏破し十九日安吉に進出續いて前進中である。

②湖州附近より前進した片岡、小塚、淺野等の諸隊は西進し十九日下泗安に進出し更に安江省境を越えて進撃中である。

③太湖西方地區に於いて作戦した藤森、川並等の諸隊は十九日溧陽附近に又田上、石井等の諸隊は同日宜興附近に進出し續いて戦果を擴張し二十三日までに概ね省境の線に進出した。

④長谷川、竹下等の諸隊は寧國方面より東進し十九日その先頭部隊を以て早くも廣徳に進出した。

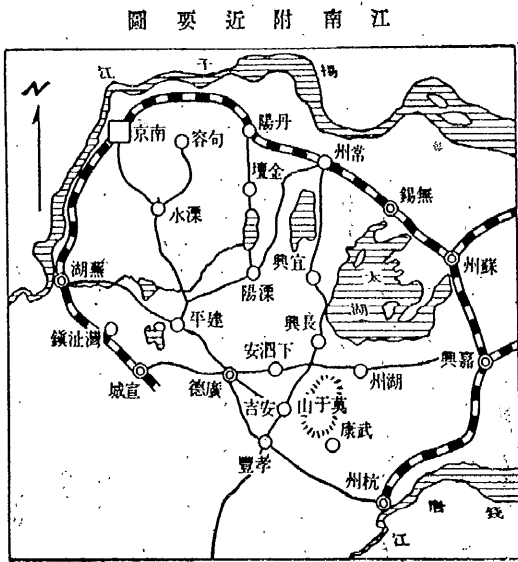
二十一日廣徳西方約二十五軒警備渡北方地區に於いて約一千の敵を撃破しその一部は水鳴橋附近に於いて約百五十の敵を撃破した。

今や敵軍は進退谷まり後方擾亂の遊撃戦術も一朝の夢と化し我が徹底的攻撃の前に全滅の悲運を甘受しなければならぬ羽目に陥つた。

2. 津浦線南段

津浦線南段を北上中の我が部隊前面の敵は三月十八日

は十九日安吉、孝豊の線に進出し更に敗敵を急追し二十一日廣徳東北方十五軒門口塘及び揚都橋に於いて約



(18)

二百の敵を掃滅した。

②莫干山南方地區より前進した下川部隊は險難な山地

より全線一齊に遊撃を開始した。即ち十八日に懷遠南方荊山に七百、馬頭城に二百、小蚌埠に八百、上窰山集に千五百、定遠に兵力不明の敵、三十里壘に五百が遊襲し來り、十九日には全線西北方に兵力不明の敵が、張八嶺に二百が來襲したが我が軍は全線悉くこれを撃退した。

3. 江北方面

谷川部隊は三月十八日午前五時三十分海軍と協力の下に崇明島に上陸を開始し何等の抵抗を受くることなく午前十時頃縣城崇明を占領し爾後各方面に分れて進撃し全島を我が手中に収めた。かくて通州の占據と共に揚子江口の航行の安全は確保されたわけである。

十七日通州を占據せる佐藤部隊は直ちに敗敵を急追して同日中に平潮鎮を、十八日午前九時頃には早くも白蒲鎮を占據した。同日丁堰鎮に於いて約六軒に亘る陣地に據る敵を一蹴し十九日朝如集に向ひ進撃し午後一時にはこれを占據した。

佐藤部隊の一部は二十日午後十時頃曲塘鎮を占據し更に二十一日午前零時姜堰鎮を占據した。又一部は船で北

(19)

進し二十一日午後一時重機銃四を有する約四百の敵を撃滅し富安縣を占據した。佐藤部隊の上陸以來の快速ぶ

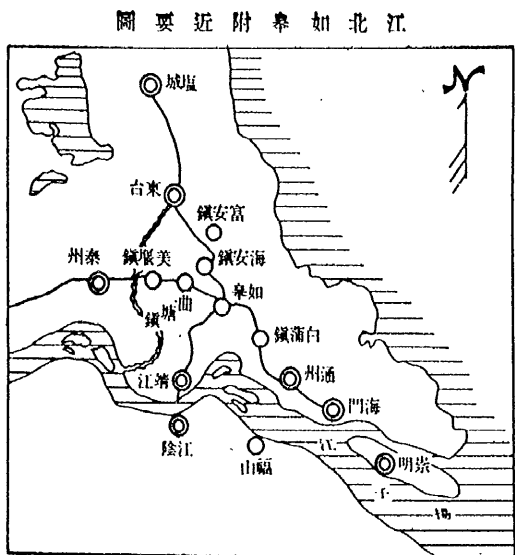
五、航空部隊の活動

中平部隊は湯頭鎮附近の戦闘及び滕縣攻撃の地上部隊に協力し十八日にも正午を期して蒼穹に爆音を轟かせつつ両方面の地上攻撃に協力し所在の敵部隊を爆撃した。同日は正午、午後二時の二回に亘り徐州停車場を襲ひ敵軍用列車その他に多大の損害を與へた。

十九日正午隴海線の要衝歸徳を猛爆他の一部は地上部隊と呼應地上掃射爆撃を行ふ等連日空爆を敢行して山東南部一帯の上空を威壓してゐる。

十八日敵戦闘機三機と交戦し大内大尉は身に八弾を受け機上に壯烈な戦死を遂げ英魂のみ基地に歸還した。

(20)



りは物凄く、文字通り晝夜兼行夜間も攻撃前進を続け五日間の行程は二百軒に達せんとしてゐる。

長江沿岸の掃蕩

海軍省海軍軍事普及部

一 揚子江作戦

下揚子江一帯は我が江上艦艇の水路啓開及び沿岸警備に依つて著々治安を恢復しつつあるが、その北岸通州附近及び下流の崇明島附近にはなほ敗残兵が出没して附近住民を脅かし、或は不法行爲を頻發してゐる状況なので、この際斷乎彼等を掃蕩することとなり、我が海軍は陸軍部隊に協力して大成功裡に所期の目的を達成した。

(イ) 通州附近の上陸掩護

我が江上艦艇の一部は陸軍部隊に協力して通州附近を攻略することとなり、岡田少將指揮の下に十七日早朝陸軍の大部隊を嚮導して揚子江北岸通州附近に到達、海陸空緊密な連繫を保ち、陸軍部隊の壯烈なる敵前上陸を掩護し敵に抵抗の餘裕を與へず任務を達成した。

なほ指揮官は豫め第三國船舶に危険を及ぼさないやう、第三國の出先當局に對し左の通告文を發した。

通告文

日本軍は本月十七日朝通州南方江岸に上陸し、揚子江北岸地區の敵を攻撃中の同方面に作戦する日本海軍部隊の指揮官は第三國船舶に對し成るべく交戦による危険を及ぼさざる希望の下に、通州水道浮標及び劉海沙水道浮標間の危険區域にある第三國船舶に對し交戦の危険解除を本職より通知する時期まで一時右地區内の航行及び碇泊は避けらるべく、又大姚江以北横水道にある第三國船舶は濠洲港口を通ずる南北線以西に避難せられんことを勧告す。本職の勧告に拘らず第三國船舶が右危険地域内に航行或は碇泊する場合は自己の危険の下に遂行せらるべきものなるを通告す

昭和十三年三月十七日

海軍少將 岡田 滋

(21)

(註) 揚子江の東部に位し、人口約五萬、北京附近の通州と區別するため南通州又は南通と呼んでゐる。市街は揚子江の北岸に沿ひ、上海の上流六六河、江陰の下流三三河の地點にあり、水路縦横に通じて交通の要所となつて居り、城内は勿論城外も商業盛んである。物産は棉花の外各種の農産物多く工業は手織木綿及び紡績業が盛んである。この地は清末の政治家兼實業家張謇の郷里で、彼の提倡に依つて教育や産業が大いに發達したので世上ではこの地を通州王國又は張謇王國と呼んでゐる。

(口) 崇明島の協同作戰

崇明島の敵を一掃するため三月十八日黎明を期して敵前上陸を敢行することとなり、海軍部隊は陸軍に協力してその揚陸を掩護すると共に陸戦隊を揚陸し、陸軍部隊と共に崇明縣城に進撃、城外に於いて敵部隊を撃破した。かくして午前中に早くも崇明縣城を占領して同島攻略の端緒を開いた。

(註)

崇明島は揚子江口にある東西六五里、南北一三里の大砂洲である。揚子江の濁流が溜した土砂の堆積したもので十四世紀頃には未だ水面には現れてゐなかつたといはれてゐる。人口は約百萬と稱せられ稠密の度は支那全土に冠絶し一島をもつて崇明縣をなしてゐる。土地頗る肥沃で氣候もよく棉花

をはじめ農産物が非常に豊富である。崇明縣城は本島の西南隅にあり、上海を距る約二七哩で南北三支里、東西四支里の土壁を繞らして海潮の襲來に備へてゐる。人口は約七萬位、市況は一般に不振であるが棉花、大豆等の農産物の出廻期にはやゝ繁盛を呈し紡績業が盛んで無電燈も設置してゐる。

二 太湖附近の敵撃滅

太湖附近の警備に従事中の我が砲艇隊は、去る十五日午後五時頃、薄闇迫る五峰山島附近を九隻の奇怪な大型帆船が航行してゐるのを發見、直ちにこれを追跡した。兩者の距離約五百米に達するや、突如その帆船より猛烈な火蓋を切つたので、直ちに應戦し、交戦約一時間半、夜の帷全くだりた太湖上に凄壯な砲火を交へ、遂に中五隻を撃沈せしめた。他の四隻は幸うじて横山島南岸に横付けし霧地に陸上目指して逃走した。敵の遺棄死體に依つて見ると彼等は皆立派な支那正規兵であり、遺棄死體だけでも二百を下らず、溺死した者も多數ある見込で敵に甚大な打撃を與へ更に武器彈藥等を押収した。

三 航空部隊の活躍

海軍航空部隊は全支に互り果敢な攻撃を加へてゐるが、更に漢口、南昌の夜間大空襲を以てその戦果を擴張し敵の長期抗戦の夢を破つた。

三月十四日

北支空襲

沂州 陸軍の作戰に協力して沂州兵營及び寒兒莊驛構内貨車群を爆撃した。
南鄭 前日同様飛行場を攻撃し燃料貯藏所と思はれる倉庫三棟を炎上せしめその他に損害を與へた。

中支空襲

南昌 薄暮新飛行場を襲ひ格納庫、工場各一棟を炎上せしめその他三箇所を爆撃した。
漢口 夜間飛行場を爆撃し四箇所を炎上せしめた。
衢州 飛行場滑走路を爆撃した。

南支空襲

廣九鐵道 策村驛及びその附近鐵橋、揚揚南方、塘頭厦城驛、その他新塘驛附近を攻撃。
その他 北江大塘墟對岸支流で運貨船一隻を爆沈せしめ他の一隻を大破した。

三月十五日

北支空襲

沂州附近 沂州城西門附近の敵兵、兵營及び近郊の敵兵を攻撃。

中支空襲

南昌 夜間三回に互り敵砲火及び戰鬥機の攻撃を排除しつゝ、飛行場を爆撃、第一次に於いて格納庫數箇所、第二次に於いて格納庫及び整備工場並びに飛行機と思はれるもの、第三次に於いて整備工場らしい建物を炎上せしめた。

吉安 飛行場滑走路を爆撃。
麗水 飛行場を爆撃相當の損害を與へた。

南支空襲

福州 飛行場を爆撃相當の損害を與へた。
粵漢鐵道 沙口埠南方鐵橋及び銀盞坳を攻撃。
廣九鐵道 橫沙附近無電所攻撃。
天河 飛行場北方にある軍官學校及び高角砲機銃陣地を爆撃。
白雲 飛行場南西方建物群、西方高角砲及び滑走路に大打撃を與へた。
梅縣 飛行場施設の大部分を破壊した。

三月十六日

北支空襲

梁山 芝罘南方の梁山及び牟平附近の土匪數百を攻撃。

福州 匪族を攻撃大打撃を與へた。

沂州 沂州城北門及び西門を爆撃。

中支空襲

漢口 夜間飛行場を襲ひ敵砲火及び戦闘機の攻撃を排除しつゝ爆撃を敢行した。

南昌 夜間猛烈な敵砲火、戦闘機の攻撃を冒し新飛行場を爆撃し格納庫一棟、大型機二機を大破しその他滑走路で大型一機、格納庫前で二機を炎上せしめた。

南支空襲

粵漢鐵道 軍田驛、連江口北方の貨車、その他河頭、坪北方貨車及び鐵橋を攻撃。

廣九鐵道 橫沙附近無電所攻撃。

從化 飛行場を襲ひガソリン庫らしい建物を炎上その他應舎飛行場に相當の損害を與へた。

福州 飛行場を攻撃格納庫、小型建物等五棟、その他に徹底的損害を與へた。

共の他 市頭工場及和城橋梁を攻撃した。

三月十七日

北支空襲

沂州 南西六里の朱陳、安東衛西方九里の桑祇及び安東衛西方五里の拓注にある彈藥庫等を爆撃。

中支空襲

南昌 二回に亘り大舉飛行場を襲ひ第一次に於いて格納庫以外の建物全部に多大の損害を與へ第二次に於いて格納庫二棟及び地上にあつた六機を炎上一機を破壊した外整備工場附近二箇所を炎上せしめた。

吉安 飛行場を爆撃し地上機三機を爆破し一機に損害を與へその他小型建物三棟を爆破した。

安慶 飛行場内倉庫二棟を爆破した。

南支空襲

韶州 飛行場を爆撃飛行機工場を大破した。

粵漢鐵道 河頭坪北方を攻撃。

漳州 飛行場を攻撃した。

中支空襲

衢州 飛行場を爆撃。

粵漢鐵道 晉江口兵工廠、銀盞坳、橫石驛、橫石黎

洞間の線路、新街驛、河頭坪、沙口坪及び英徳等を攻撃。

廣九鐵道 石厦及び白石驛を攻撃。

從化 東方の橋梁攻撃。

南城 飛行場を爆撃し地上機一機を爆破し飛行場を使用不能程度に破壊した。

共の他 新豐、龍門方面の貨物自動車、市頭北東方倉庫、その他楊村墟及び平山城附近の橋梁等を攻撃。

四 援支リ聯機の狀況

今次事變發生以來ソ聯の支那援助は周知の通りであるが、ソ聯飛行士が空中戦に参加するやうになつたのは昨年十二月頃からである。當時は主として後方にあつて實戦にはあまり参加しなかつたが、支那飛行士及び飛行機の全滅した今日はソ聯飛行士がこれに代つて自國産のE一五型やE一六型等の飛行機に乗つて將に滅びんとしてゐる支那空軍を積極的に支援してゐる。ソ聯は常にその飛行士の技術と自國製飛行機の優秀さを世界に誇つてゐるのであるが、今次事變の戦果に鑑みても、又次の表に就いて見ても如何に彼等が豪語しても到底我が勇猛果敢な荒鷲の敵でないことは明らかである。

ソ聯機の出現した主なる空中戦の成果

二月八日—二月二十八日

| 月日 | 場所 | 爆撃 | 撃墜 | 我が被害 |
|------|----|------|----------|------|
| 二、八 | 漢口 | 小大 | 「ホーク」型 一 | |
| 二、九 | 襄陽 | E一五型 | E一五型 三 | |
| 二、一七 | 宜昌 | 小大 | E一五型 三 | |
| 二、一八 | 漢口 | 中 | E一五型 計三〇 | 三 |
| 二、二二 | 宜昌 | 小大 | 「ホーク」型 一 | |
| 二、二三 | 吉安 | 中 | E一五型 計四二 | 二 |
| 二、二四 | 麗水 | 大 | 其の他 | |
| 二、二五 | 南昌 | 大 | | |
| 二、二八 | 襄陽 | 大 | | |
| 總計 | | | 一二九 | 七八 |
| | | | | 五五 |

新政權と在留華僑

内務省

中華民國臨時政府は南京陥落の翌日、昨年十二月十四日を以て北京の居仁堂で成立した。青天白日旗過去十一年の勳道は破れ、光輝ある五色旗がこれに代つたのである。新政權の誕生は實に東洋史上に劃期的の一线を劃した。

この新政權が出現して間もない十二月二十七日、日本在住の一中華民國人、大分高等商業學校教諭修光亨氏によつて、臨時政府支持の聲明書が發表され同縣在住華僑に呼びかけて正月を期して五色旗が掲揚された。これこそ在日華僑の北支政權支持運動の端緒であつた。その後數旬の間に、本邦在住一萬五千の中國人の殆ど全部がこの運動に欣然と参加し、今日では華僑の存するところ津々浦々に到るまで五色旗が飄揚と稱つてゐる。

修氏の聲明書はかう述べてゐる。「辛亥の年皇帝位を

遜り五族共和となり、國民更始し滿族又民國の備員の一となる。以爲らく治績日に隆々として皇帝遜位の本心に負かさざらん。何ぞ料らん共和以來袁氏帝を稱し、軍閥變内禍頻りにして、更に國民黨北伐し黨治を以て重ねて百姓を虐げ民意を尊まず。一意孤行近隣と抗争し遠邦に依頼し今日の變を醸成す。舉世惡む處の赤露を引いて腹心となし民意を強造し禍を全民に遺す。これ余の深く惡むこと痛絶なる者なり。幸今次北京新政府成立し、友邦援助甚だ力む。異日吾民の重ねて権席に登ることあらば皆友邦日本帝國の附與する所なり。感謝快慰に堪へず、これ幸に真正平和に屬す新政府と手を携へ共に亞細亞を進造し黃人の亞細亞たらしめんとす。その欣喜慶祝何にか如かん。今特に微意を貴邦諸君子の前に表す。幸に賢察されよ」と。

在日華僑の心が期せずしてこゝに集つたのは何故で

あらうか。理由は敢て彼我國體の相違點を持ち出すまでもない。そも國民政府は中國民から遊離した存在であつた。蒋介石及び國民黨は私腹を肥さんがために自己政權強化の野望を遂行しようとして如何に暴政を敢てした事か。又そのために中國民衆は如何に永い間塗炭の苦しみに呻吟したことか。宋介氏の「新國會大綱之説明」はこの間の消息を雄辯に物語つてゐる。

「新政權と」に成立し五色旗各地に飄揚す。十年の久しきに亘り黨府の暴政に呻吟せし民衆いま再び天日を仰ぐを得。又その喜び何にか譬へんや。…國民黨は黨を以て國を竊み金陵の地に盤踞すること十餘年、その民を患はず罪狀數ふるに暇なし。國民黨かつて民國十三年改組以來共產黨と聯合しソヴィエトと提携し外力を借りて政權奪取の目的を達せんとす。…彼等は國事を以て兒戲と心得、人民を犠牲に供し國家を沈淪の淵に陥る。國民黨政權を奪取してより十年、この間國內にあつては内亂の絶ゆることなく、その災害の深刻なる、我が國歴史上又稀に觀る所なり。…四億

の民衆は宛も寡頭政治下の奴隸に等しくその選舉權、創制權、複決權、これ亦畫餅を充すに等しく、七八十萬の黨員は全國各地に分布し輿論を牽制し民衆を壓迫し地方を擾亂し行政を破壊す。正人君子にして稍異論を稱ふる者あらば直ちに反動派となし、反革命の罪名を加へて或は暗殺し、或は公衆の前に於いて處刑す。その手段の慘酷なるソヴィエト政府と正に伯仲するものあり…

國民黨は國際大勢に疎く中日關係を認識せず、外は英ソの操縦を受け、内は共產黨に脅威されて戰禍を蔓延し、生民を塗炭の苦しみに陥れて以て止まる處を知らず。故に全國民衆は國民黨人に對し皆痛心切齒せざるものなく、志士仁人にして痛苦泣血せざるはなし。中國人民は暴政の下に呻吟すること十年、これを轉覆せんと欲するも暴力に壓せられて伸展することを得ず、今や友邦兵を擧げて西方に來る。友邦にありてはの擧兵正に吊民伐罪の師であり、又吾人民衆にありては寧ろ友軍が吾人に替つて政治革命の義旗を擧げたるものと云ひ得べし。人民は常に黨府を痛恨すれども友

軍の力を借るに非ずんば自ら革命を行ふの實力を有せず。いま友軍西來してよりこゝに半年、河北肅清せられ、南京陥落し中華民國臨時政府北京に成立し五色國旗各地に翻る。こゝに於いて始めて民國誕生し民意を伸張することを得たり。友軍は國民黨人が濫權せる民國を奪還し、これを吾等に反還せるものといふも亦不可なし。」

新政權の誕生は支那民衆の聲であり希望であつた。かくして在日華僑の支持運動も一日々々と大きくなつた。

今年に入つては一月八日、熊本市の熊本華僑協會では、徐根榮會長以下代表者十名が集合、國民政府絶縁及び新政權支持を決議して長崎の中國領事や全縣下の中國人に通告したのを始めとして、長崎市、旭川市、函館市、大分縣下在留中國人等が新政權参加の決議宣言を行つた。又一月十三日横濱の福建聯合會では役員會を開催、新政權支持を決議し、種々紛糾を重ね、横

濱總領事館の妨害も受けたが、敢然とこれに抗してついに五色旗を掲揚するに至つた。國民政府官吏の妨害もいまや大勢の前には勝てなかつた。かうして各都市に五色旗掲揚の機運は漸く濃厚となつたが、國民政府側の迫害を懼れてなか／＼表面的の行動にまで到らなかつた。

ところが一月十六日、帝國政府の對支方針が中外に聲明されるや、彼等も亦國民政府を對手にせずとばかり勇敢な行動を開始し、中華同胞の眞の生活安定と福祉増進は新政權を支持するに非ざれば求めることが出来ないと揚言し、新政權支持の行動は力強く全國に擴大した。

(一) 一月十八日、神戸在留各華僑團體では同市中華會館で「新政權成立慶祝擁護大會」を開き理髮業、料理職、洋服商各組合等團體員約七百名が参加し新政權支持の宣言、決議をなし神戸に於けるこの運動の大勢を決した。
(二) 一月二十二日、横濱中華會館では京滬華僑會外九團體が發起となり、北支新政府支持大會を開催した。來賓百餘名、

二百名が参加した。

(三) 東京在留華僑團體である旅日華僑聯合會と駐日東京華僑理髮公會とが聯合して一月二十六日、目黒雅叙園で北京新政府成立祝賀會を開き、出席者は三百二十一名で盛會だつた。

(四) 長崎の在留華僑約八百名中五百名以上は舊正月元旦を期して居住華僑全部が五色旗を掲揚した。

「我々支那人は蔣介石の政治には少しも恵まれなかつた。餘り有難くない政治だつたから日本政府の聲明明通り國民政府を對手にして貰はない方がよいと思ひます。蔣介石の政治よりも我々によい政治を布く新政權が早く出來て戦争を中止し自由に本國に歸つたり日本に來たりすることの出來るやうにしてもらひたい」

これは一華僑の衷心からの叫びである。
國民政府は今日まであらゆる機會、あらゆる機關を利用して排日抗日の思想を煽つて來た。海外にある華

僑に對してもさうだつた。留學生は愚か、無心の兒童の腦裡にまで食ひ込んだ。本邦にある華僑小學校の教科書にも「中國は日本のかやうな壓迫を受けつゝあるので、國民は當然抵抗方法を考へるべきである。最も容易かつ有效的なやり方は、日本人の需要するものを中國人が供給しないことだ。又日本人が供給するものは中國人が需要しないこと即ちこれである」近來日本は中國の國民革命が成功し、新興の氣象に漲つてゐるのを見て、これを帝國主義の發展を阻害するものとして、中國に對し猛烈な侵略を實施した。」といつたやうな活字が使はれて取締を受けたのはついさき頃のことである。

いま彼等も過去の迷夢から覺め、以夷制夷の策を抛ち日本國民に信頼し、依存し、明朗支那を建設すべく北支新政權を支持するに至つたことは、獨り中華民國のためのみならず東洋永遠の平和のために衷心より祝福慶賀すべきことといはねばならぬ。

ソ聯裁判の内情

外務省情報部

一、反革陰謀公判

ソ聯今次の反革陰謀事件なるものは、一九三四年十二月に演ぜられたキーロフ暗殺が端緒となつて發した合同本部事件(ジノキエフ、カメネフ等)及び平行本部事件(ラデック、ビヤタコフ等)と同時に露見し、その後ソ政府は事件の究明に努め連累者を檢査したのである。

この事件に連坐して檢査された被告は右翼偏向、叛逆間諜行爲、暗殺、國家顛覆陰謀等々の罪名をきせられ、例によつてトロツキー派といふ烙印を刻されてゐる。この罪状はソ聯に頻發する反革命事件の總てに共

通であるけれども、今回の被告二十一名の額振れを一瞥するに、前總理大臣を筆頭として前大臣が七名(内一名はウズベク共和國總理)で、一時に大臣の被告八名を出した點が、事件そのものゝ内容如何よりも世界の耳目を聳動したやうである。

ルイコフは内務人民委員、最高經濟會議長を経て人民委員會議長即ち總理の地位に進み、爾來約十箇年の久しきに互りソヴィエト内閣の首班だつた人。クレスチンスキーは初め財務人民委員の職にあり、後に外務人民委員次長から駐獨大使に任ぜられた。ローゼンゴルトは貿易人民委員、ヤーゴダはゲ・ベウ長官、内務人民委員、グリーンコは財務人民委員、イワノフは林業

人民委員、チエルノフは農業人民委員、ホジヤエフは中亞ウズベク共和國總理で、ブヘーリンはソ聯邦きつてのマルクス派經濟學者でソヴィエト政府機關紙イズヴェスチヤ主筆であり、また共產黨右翼偏向派の重鎮である。

このやうに被告に大物を網羅した公判は未だ曾てその例を見ないところで、世人はこれまでの大事件以上の重大事件として注目した。

二、事件の全貌

事件の内容を見るに、一九三一年ブハーリン、ルイコフはソ聯邦各地に於ける反政府分子を糾合指導して妨害行爲、テロ行爲を組織し農民等の政府に對する反感を煽動すると共に、農村に於いて最も反政府的傾向を有する富農階級を煽て、反亂を企圖したけれども、政府の集團農業化政策が著々成功した結果、富農階級は壊滅され、農民煽動による叛亂は覺束なくなつた。そこで今度は反革命的政變を實行することに決し

一九三三年ブハーリン、ルイコフ、ルズタク、ヤーゴダ等の右翼派はローゼンゴルツ、ビヤタコフ、クレスチンスキー等のトロツキー派、トハチエフスキー元帥、ガマルムク國防人民委員次長等の軍部派やその他の反革命團體と合同して右翼トロツキー派合同團を組織し、そしてトロツキーの指令を仰いで外國、特に某國の對ソ戰爭を誘發し、これを機會に政變を起さうと策謀した。ところが對ソ戰爭は急速に實現されさうもなく、かつまた一九三七年同志ビヤタコフ等が逮捕されるに至つたので、外國側の武力援助をまたないで單獨にしかも急激に政變を起すことを企てエヌキーゼを通じてソ聯中央政廳(クレムリン)衛戍司令官ベテルソン將軍、モスクワ守備軍司令官ゴブラーチエフ將軍を味方に引き入れスターリンを襲うて一舉に氏を亡きものにしようとした。一九三七年五月上旬を期して、スターリン暗殺を執行する手筈を定めてゐたが、その直前に發覺したといふ。

被告の白ロシヤ共和國共產黨書記ヤラゴキチはブ

ハリソン及びルイコフの指命により白ロシアの分離
獨立並びにソ聯國防人民委員ウオロシロフ元帥の暗
殺を引受けて白ロシアの右派を指導した。白ロシアの
右派は一朝有事の際は某國に對し白ロシアの地を戦線
として提供する筈で、彼はまた某隣國の手先となつ
てテロ行爲を行ひウオロシロフ元帥が先年大演習統
監のため白ロシアに來た時、元帥の暗殺を圖つたが遂
に失敗に歸した。

前駐獨大使クレスチンスキーは一九二二年駐獨大使
當時に某國國防軍ゼークト及びハツセ兩將軍に赤軍の
秘密情報を提供する契約で毎年二十五萬マルクの資
金供給を交渉し一九二二年から三〇年の八年間に約
二百萬マルクの金を領收した。また某國スパイの入
ソを取計らふ申し合せをなし、その運動資金を受取つ
てこれをトロツキーに送つたといふのであるが、三月
二日の最初の公判に於いてクレスチンスキーは「余は
トロツキー派でも間諜でもない。余は斷じて無罪を主
張する」と聲を上げ叫んだ。ソ聯邦の最高軍事裁

判に於いて被告のこうした抗辯は今日までソヴィエト
未曾有のことであるだけに公判廷は滿場俄然緊張して
息詰る場面を見せた。二十一名の被告中たゞ一人、異
議を唱へ無罪を主張して法廷に時ならぬ大波瀾を捲き
起した彼は、二日目の審理に於いて譯もなく公訴狀に
記載された一切の罪狀を承認した。

前駐英大使ラコフスキーは一九二四年在英大使當
時に某國情報部のためにトロツキーと秘密關係のある
ことを暴露されたので、同情情報部と關係を結び、一九二
五年にソ領中央アジアに於けるソ政府の政策に關する
情報と同情報部に提供した。その後一九三四年ラコフ
フスキーはソヴィエト赤十字社代表として我が東京に
來た時、ユレネフ駐日ソ大使にピヤタコフからの密
書を手交したと述べ立てた。ユレネフ前駐日大使は歸
國後、彼の身上に關して色んな噂が取り沙汰されて
ゐたが、今やラコフスキーの自白によつてユレネフ
も事件に連坐してゐることが明らかになつた。
ソ聯首脳部レーニン、スターリン、スウエルドロフ

（前全露中央執行委員會議長）の暗殺を計畫したブハー
リンはスターリン政權の顛覆陰謀を指導した事實だけ
は素直に認めたが、この目的を達するために外國と
通謀してスパイ行爲を敢てしたことや、ソ聯巨頭暗殺
の計畫については頑としてこれを否認した。しかし
ブハーリンの犯行證人として出廷した四名の證人は何
れも口を揃へて、一九一八年のクレムリン政廳占領、
レーニン暗殺の陰謀は總てブハーリンの發議であつた
ことを陳述した。

暗殺事件でもソ政府要人の暗殺計畫は珍しいこと
ないが、今回の事件で世人をして全く意外の感を抱か
しめるのは一世の文豪ゴリキー翁の毒殺であらう。
元グベ、ソ長官ヤゴダ被告は一九三三年文豪の主治
醫レーウインに對し、文豪の息ベシコフがゐるはゴ
リキーの毒殺は困難であるから先づベシコフから先
きに片付ける必要があるといつてベシコフの暗殺を勧め
た。ソ聯邦に於ける心臓病の大家として「ソヴィエト

科學の英雄」の稱號を持つ被告アレトネル教授はヤ
ゴダの内意を受けてレーウイン主治醫と共謀しゴ
リキー及び人民委員會議々長代理（副總理格）クイプ
エフを毒殺した。毒殺の方法は注射によつたもので、
強心劑にホルモンを混入した強度の注射液を連續的に
注射したものである。

檢事總長ウイシンスキーは論告において、今次暴露
された陰謀事件がソヴィエト建國以來未曾有の大逆罪
にして、陰謀の巨頭はルイコフとブハーリンであるこ
とを指摘し、被告はソ聯のために不倶戴天の怨敵トロ
ツキーと氣脈を通じ外國に機密情報を提供する一方、
自己の占める要職を利用して經濟界の破壊工作を策し
ソ聯の經濟建設事業に大打撃を與へ、被告等がレー
ニン、スターリン、その他ソ聯要人の暗殺、中央政廳
乗つ取りの武装叛亂を計畫し、その上その陰謀の暴露
を恐れてゴリキー、及びその息ベシコフ、クイプイ
シエフ、メンヂンスキーを毒殺し更に現内務人民委員
エージョフの謀殺を企てたことを峻烈に糾弾して、

最後にかゝる大逆罪を犯した外國間諜どもは即刻生命を絶つべきであると論じて死刑を求めた。

三、事件は何を物語る

以上述べるところは事件の梗概であるが、ソヴェト政府のこれまでのやり方に徴すれば、政府に反対するものはその理由如何を問はず、また誰彼の差別なく一律にトロツキー派といふ汚名を被せ、反革命分子として片付けてしまふのが常套手段であるが、今回の事件もまたその例に洩れず、被告は全部トロツキー派となつてゐる。被告は苟くも國家最高の顯職要位にありながら何故にこのやうな陰謀を廻らすに至つたか、肝心な犯行の動機に就いては政府は全然これを發表しない。被告はソ政府顛覆の計畫實現のために外國の援助を求め、そしてその援助の代償としてソ聯の領域を割譲する約束を結んだとある。若し假りにこれを事實とすれば被告の行爲は領土の切賣りであるけれども、

領土の割譲といふが如き大問題は個人が恣に決定し得るものであるかどうかを一考すれば、ソ政府が日獨防共協定以來數次の反革命事件に常に領土の分割問題とスパイ問題とを結び付けて持ち出す所存はこれに付度するに難くない。思ふに、外部からの危険が迫つてゐるかの如くに見せかけてスターリンの獨裁政治に不平を抱く國民の注意を外に向けて民心の轉換を圖らんと欲する魂膽であらう。

ソ聯邦に於いて反革命運動や陰謀事件が常に跡を絶たないことはスターリンに對する反感不滿が如何に國民の間に深く根を張つてゐるかを物語ると同時に、ソ聯國內の不安な世相を反映するものに外ならない。こゝ數年來殆ど間斷なく行はれる所謂肅正工作及び反革命事件なるものは、その一部は事實であるかも知れないが、事實でない部分も多いやうに傳へられる。つまり反對者を單に葬むり去る目的のために事件を作り上げたのではないかと疑はれる節が充分にある。

× × ×

ロンドン・タイムス紙は今度の事件を評して、

獨裁國に於いて定期的に荒療治が必要であることはいふまでもない。特に今回の裁判は獨裁者の繼承問題を繞つて如何なることが生ずるかを知る適例である。被告等は昨日まで政府及び黨部の權威に參畫してゐたものであり、しかも犯罪の既遂者ではない、單に容疑者たるに過ぎない。裁判は犯罪事實の認定ではなくて、私敵打倒の方便と化してゐる。すぐに反逆者を血祭りに上げ反對黨の存在を絶対に許さない獨裁政治ほど政治の理想を離れること大なるはない。

と論斷したのはたしかにソ政府の急所を衝いたものである。公正なるべき裁判権を以て反對派彈壓の具に供し、私敵狩りに寧日なき有様であるが、果して反對派を撲滅してその目的を達し得るかは頗る疑問と見られる。

ニューヨーク・タイムス紙は革命後のソヴェト聯邦も革命前の帝政露西亞も共に依然專制政治たる點に

おいては、兩者の間に何等の差別もないことを痛論して、

モスクワ裁判は共產主義の道德的及び文化的崩壊を示すものである。革命後既に二十一年を経過したソ聯邦は依然として露西亞帝國と同様、暗殺によつて統治される絕對專制政治が行はれてゐる。ソ聯邦は社會的統制組織の最初の手本であり、その第一次五ヶ年計畫の如きは世界各國、特に反共的獨裁國にまで模倣されたほどだが、今回の裁判事件によつてソ政府の組織は狙撃部隊と暗殺とによつてその方針を決定するところの社會統制組織だといふ真相が判明した。

またニューヨーク・ヘラルド・トリビューン紙は「共產主義者の大仔屋の中で」と題する社説に於いて今回の事件はレイコフ、ブハーリン等の陰謀ではなくスターリンその人の陰謀であると喝破して、

レイコフ、ブハーリン等の裁判はスターリン書記長の政治的陰謀であつてソヴェト政府が正義を無視し得るこ

と示すものである。反對派運動の點ではスターリンは一番辛辣かつ殺人的である。

× × ×

要するに、ソヴィエト政府が反革命開議事件なるものを對内的並びに對外的に利用してゐることは前後の事情から推して想像し得るところである。對内策としては、ソ聯邦經濟界の建設事業が現角豫定通りに行かず、特にスターリンが自己の面目にかけての政策である集團農業化を強制的に斷行したため農民の不平甚だしく、この經濟上の缺陷をトロツキー派の策謀、破壊工作の所爲になすりつけて民心の轉換を圖りつゝある。これと同時に所謂肅正工作を全國的に擴大してソ聯邦内に於ける混亂状態は反革命分子の策動に基づくものであることを裁判を通じて國民に納得させようとする。更に對外的には、絶えず外敵の危険を叫びスパイの横行を揚言し、これに藉口して年々膨大な軍事費を支出し赤軍の大擴張、軍備の充實を圖り赤

色海軍を復興しつゝあることを擧げることが出来る。

◇郵便はどれだけ利用されるか◇

郵便物の数は一年にどの位か。逓信省調査によると、昭和十一年度の内國通常郵便の引受總数はなんと四十七億四千七百五十六萬七千五百七十七通で、大正元年度の約三倍、明治二十五年に比較すると實に十八倍といふから驚く。この總数の人口に對する割合を見ると、一人が一年に手紙や葉書などを六十八回出したと勘定である。一方小包の十一年度の引受数は七百十萬八千六百四十七箇で一人が一年に〇・七箇出したことになつてゐる。小包郵便が創設された明治二十五年の四萬七百五十五箇に比較して總数が一千八百五十五倍といふ激増率を示してゐる。そしてこれを扱ふ全國の郵便局数は同じく十一年度調査によると一萬一千六百六十七、ポストの数は八萬百十三である。

第七十三回帝國議會の概観

内閣官房總務課

所謂戰時議會の名を以て呼ばれた第七十三回帝國議會は、昨年十二月二十四日召集せられ、同二十六日は、天皇陛下臨御の下に開院式が行はれ、畏くも左の如き有難き勅語を賜つたのである。

朕茲ニ帝國議會開院ノ式ヲ行ヒ貴族院及衆議院ノ各員ニ告ク

帝國ト締盟各國トノ交際ハ益々親厚ヲ加フ朕深ク之ヲ欣ブ

朕カ將兵ハ毎戰捷ヲ奏シ大イニ勇武ヲ申外ニ著ハシテ朕カ統後ノ臣民亦克ク協力一致シテ時艱ニ當レリ

朕ハ舉國臣民ノ忠誠ニ倚信シ速ニ終局ノ目的ヲ達セムコトヲ期ス

朕ハ國務大臣ニ命シテ昭和十三年度及臨時軍事費ノ豫算案ヲ各般ノ法律案ト共ニ帝國議會ニ提出セシム朕ハ卿等カ時局ノ重大ニ稽ヘ和衷審議以テ協贊ノ任ヲ竭サムコトヲ望ム

年末年始の休會後、會議は本年一月二十二日再開せられ、三月二十五日を以て終了の豫定の處、尙會期は一日間延長せられ二十六日を以て終了し、翌二十七日閉院式が行はれ、これを以て本議會は閉幕せられた。

政府の提出した法律案は總計八十六件に達し、その大部分は議院提出法律案と共ニ當初の會期最終豫定日たる三月二十五日迄に議了し兩院を通過したのであつたが、偶々電力管理法案外三法律案は當日までに審議を了するに至らなかつた爲、前述の如く會期は一日間延長せられ、翌二十六日兩院協議會の議を経たる後兩院を通過したのであつた。

本議會に於いて提出せられた豫算案は昭和十三年度總豫算案を始めとし、昭和十二年度追加豫算案、昭和十三年度追加豫算案等十三件に及び更に又臨時軍事費追加豫算案もこれと相並んで提出を見たのである。以上の内、昭和十三年度總豫算案は一月二十二日政府より提出せられ二月十二日衆議院に於いて、三月七日貴族院に於いて

夫々可決され、又臨時軍事費追加豫算案の方は二月二十八日政府より提出せられ、三月八日衆議院に於いて、三月十二日貴族院に於いて夫々可決されたのである。参考の爲、右兩種の豫算の内容を示せば次の如くである。

△昭和十三年歳入歳出豫算

| | |
|-----|-------------|
| 皇室費 | 四、五〇〇、〇〇〇 |
| 外務省 | 二九、〇五九、四二五 |
| 内務省 | 二二六、六〇六、九二二 |
| 大蔵省 | 六九〇、四三八、五一六 |
| 陸軍省 | 五六四、五九四、一八九 |
| 海軍省 | 六七七、三五八、四四〇 |
| 司法省 | 四三、二二七、八五〇 |
| 文部省 | 一四三、八一三、五七七 |
| 農林省 | 一〇八、〇〇七、一九七 |
| 商工省 | 四三、九一七、三四二 |
| 逓信省 | 二一五、三九四、三一七 |
| 拓務省 | 二五、二六四、〇〇一 |

厚生省 八五、六二五、〇七九
計 二、八六七、七九六、八五五

△臨時軍事費追加豫算

| | |
|---------|---------------|
| 歳入 | 四、八八六、五九一、三二一 |
| 歳出 | 四、八五〇、〇〇〇、〇〇〇 |
| 臨時軍事費 | 内 |
| 陸軍臨時軍事費 | 三、二五七、〇〇〇、〇〇〇 |
| 海軍臨時軍事費 | 一、〇四三、〇〇〇、〇〇〇 |
| 豫備費 | 五五〇、〇〇〇、〇〇〇 |

今期議會は既に支那事變と云ふ歴史的背景を持つて居り、これに應じて提出せられた豫算案の額も臨時軍事費追加豫算を始めとし相當多額に上り、提出法律案も前述の如く多數に達した。而も今期議會の會期中二月十一日紀元の佳節には憲法發布五十年祝賀式典(週報第七十號参照)が舉行せられたが、今期議會が收めた銘記すべき幾

多の成果と共に併せて特筆すべき事柄であつた。

以下通過した法律案で本日まで公布せられたものの内容を概略説明する。尙、今後公布のものについては、公布の都度「最近公布の法令」欄に於いて解説するが主務省に於いて特に詳しい解説を出すものもあらう。

○兵役法中改正法律(三月二十五日公布)

軍隊訓練上青年學校及びこれと同等以上と認むる課程を修めた現役兵の在營期間も、これを修めない者と同様二年とし、これがため必要な規定を整備したものであつて昭和十三年十二月一日より施行せられる。

○不正競争防止法中改正法律(三月八日公布)

○特許法中改正法律(三月八日公布)

○商標法中改正法律(三月八日公布)

昭和九年六月ロンドンに於いて工業所有権保護同盟條約の改正があつたのに伴ひ工業所有権制度の充實及不正競争の防止に付き必要な改正を行つたものであつて、その施行の期日は勅令を以て定められる。

○辨理士法中改正法律(三月八日公布)

近時特許實用新案、意匠又は商標に關し出願、請求等をなす者増加し、辨理士の業務は益々その重要性を加ふるに至つたため辨理士の資格を高め、品位の向上を圖り辨理士に對する依頼者の依頼の念を深からしめ、その利益を擁護すると共に辨理士の業務、範圍を明確にして實情に副はしめかつ辨理士に非ざるものの辨理士類似の行爲を取締ることとしたものであつて、その施行の期日は勅令を以て定められる。

○昭和十三年度一般會計歳出入ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律(三月十六日公布)

昭和十三年度一般會計歳出入及同年歳出豫算至年度繰越額の財源に充つるため他の法律に依り起債し得る金額の外昭和十三年度及同十四年度に於いて政府は五億五千七百八十萬圓を限度として公債を發行し又は借入金を得ることを得ることとしたものである。

○昭和七年法律第一號中改正法律(三月十六日公布)

滿洲事件に關する經費支辨のため従來昭和七年法律第一號に

依り起債し得る金額の外更に一億二千四百六十萬圓を限り公債の發行限度を増加することとしたものである。

○法幣局東京出張所廳舎其ノ他ノ新營號ニ關スル法律(三月十六日公布)

昭和十三年度に於いて法幣局東京出張所廳舎その他の新營に要する經費に充用するため法幣局資金の内三十五萬圓を限り一般會計に繰入れることを得ることとしたものである。

○對支文化事業特別會計法ノ特例ニ關スル法律(三月十六日公布)

當分の内對支文化特別事業會計の歳出額を増加しかつ決算上不足を生じたる場合に於いてこれを積立金より補足することとなすため對支文化事業特別會計法の特例を設けることにしたものである。

○朝鮮事業公債法中改正法律(三月十六日公布)

朝鮮總督府特別會計に於ける昭和十三年度以降の繼續費として計上した鐵道建設及び改良費並びに金増産計畫に伴ふ送電施設費の財源は同特別會計の現下の財政狀況よりしてこれを公債

に依る必要があり、これが爲所募額だけ公債發行限度を増額したものである。

○裁判所ノ設立ニ關スル法律(三月十七日公布)

大正二年法律第九號中改正法律(三月十七日公布)土地の狀況や交通状態に鑑みて、樺太元泊郡知取町に區裁判所(知取區裁判所)を設置することとし、これに伴つてその管轄區域を定め、同時に従來の豊原區裁判所の管轄區域に変更を加へたものであつて、その施行の期日は勅令を以て定められる。

○漁業法中改正法律(三月十八日公布)

漁村金融の改善を圖るため、漁業組合聯合會及び漁業協同組合が貯金の受入に關する施設をなすことを得ることとし、日本勸業銀行、日本興業銀行、北海道拓殖銀行、農工銀行又は産業組合中央金庫が漁業組合聯合會及び漁業組合に對し資金の供給をなすに際し漁業組合聯合會をして保證をなすことを得しめ、又道府縣を區域とする漁業組合聯合會が所屬の組合又は聯合會に對し手形の割引を爲すことを得ること等としたもので、その施

行の期日は各規定につき勅令を以て定められる。

○産業組合中央金庫法中改正法律(三月十八日公布)

漁業金融の現状に鑑み、漁業組合聯合會及び漁業協同組合の産業組合中央金庫に對する加入の途を拓き、これに伴つて同金庫の資本金を新に五百萬圓増加し政府はその内二百五十萬圓を限り出資し、評議員の定員を十名増加し、政府以外の者の出資に對する配當が一定率以下なる場合には政府の出資に對する配當を制限する等の改正をしたもので、本法施行の期日は各規定につき勅令を以て定めることとなつてゐる。

○産業組合自治監査法(三月十八日公布)

産業組合の現状に鑑み、これが堅實なる發達を圖るため産業組合の自治監査の施設を確立したもので、全國の産業組合をして法人たる産業組合監査聯合會を組織せしめ、主務大臣の監督の下に監査員を設置して組合の監査に當らしめることとしたもので、その施行の期日は勅令を以て定められる。

○軍ノ需要充足ノ爲ノ會計法ノ特例ニ關スル法律(三月二十日公布)

現下の時局に伴ひ、軍の需要する物資の數量は著しく増大を

來して居りこれが調達の圓滑を圖り軍の行動に支障なきを期するためこの際會計上の臨時應急的の措置として當分の内前金拂又は概算拂の範圍を擴張し、現行會計法の特例を認めたものであつて、その施行の期日は勅令を以て定められる。

○外國裁判所ノ囑託ニ因ル共助法中改正法律(三月二十二日公布)

司法事務の共助について外國裁判所の囑託に因る共助法の規定と異なる規定が條約又はこれに準ずべきものにある場合はその規定に従ふことが出来ることとしたものである。

○民法中改正法律(三月二十二日公布)

法人設立の登記は、設立の日より主たる事務所の所在地に於いては二週間、その他の事務所の所在地に於いては三週間内に登記をなすこととし、その他新に事務所を設けた場合、事務所を移轉した場合又は登記事項を變更した場合等の登記期間にも改正を加へ、又相手方又は相手方の所在を知る事が出来ない場合は、公示の方法に依つて意思表示をなすことが出来ることとし、これが公示の方法その他必要な規定を加へ、又確定判決

に依つて確定した権利は十年より短い短期時効の定めのあるものでもその時効期間はこれを十年とする等時効に関する規定を整備する等の改正を行つたもので、施行の期日は勅令を以て定められる。

○民事訴訟法中改正法律(三月二十三日公布 法律第十九號)

訴訟の遅滞を避けるため裁判所は場合に依つては申立なき場合に於いても公示送達をなすべきことを命ずることが出来ることとし、又訴の取下に関する手續を従来よりも簡易にし、或は購買に関する規定を整備し、尙不動産に對する假差押の執行に於いてその管轄裁判所を明にする等の改正を行つたもので、その施行の期日は勅令を以て定められる。

○樺太地方鐵道補助法中改正法律(三月二十二日公布 法律第二十號)

樺太に於ける地方鐵道は未だ獨立自營の域に達しないので、現在の十五年の補助期間より更に五年間これを伸長し得ることとし、又現下經濟界の趨勢に鑑みその補助方法を改め朝鮮及臺灣に於ける私設鐵道補助法等の例に倣ふこととしたものである。

つて、四月一日より施行せられる。

○昭和十三年度一般會計歳出入ノ財源ニ充ツル爲公債追加發行ニ關スル法律(三月二十三日公布 法律第二十二號)

昭和十三年度歳入歳出總算追加第一號の所要經費に應ずるため、増税その他の普通歳入を以て充てる可き金額を差引き、七千三百十萬圓は公債に依る必要があり、昭和十三年度歳入歳出總算に伴ふ公債發行の外更に公債の追加發行をなし得ることを認められたものである。

○支那事變ニ關スル臨時軍事費ノ財源ニ充ツル爲特別會計ヨリ爲ス繰入金ニ關スル法律(三月二十二日公布 法律第二十二號)

支那事變に關する臨時軍事費の財源に充つるため毎年度豫算の定むる所に依つて通信事業、帝國鐵道、關東局、朝鮮總督府及樺太の各特別會計より臨時軍事費特別會計に繰入金をなすことを認められたものであつて、昭和十三年四月一日より施行される。

○關東局、朝鮮總督府、臺灣總督府及樺太廳ノ各特別會計ニ於ケル租稅收入ノ一部ニ相當スル金額

等ヲ臨時軍事費特別會計ニ繰入ルルコトニ關スル法律(三月二十三日公布 法律第二十三號)

一般會計に於いて支那事變費の一部に充つるため所得稅、法人資本稅、砂糖消費稅、取引所稅及臨時利得稅を増徴し、利益配當稅、公債及社債利子稅、通行稅、入場稅、特別入場稅及物品稅を新設し、又煙草定價の値上を行ひたるに準じ關東局、朝鮮總督府、臺灣總督府及樺太廳の各特別會計に於いても同種の租稅を増徴しかつ新稅を設け又朝鮮總督府及臺灣總督府特別會計に於いて煙草定價の値上をなしこれ等收入の一部に相當する金額を各豫算の定むる所に依つて臨時軍事費特別會計に繰入ることとしたものであつて、その施行の期日は勅令を以て定められる。

○昭和十二年法律第八十四號中改正法律

(三月二十三日公布 法律第二十四號)

支那事變に關する臨時軍事費豫算の追加に伴ひこれが所要財源の中四億三千三百十餘萬圓が一般會計及特別會計よりの繰入金、北支事件特別稅等に求めらるゝ外四十四億五千三百五十萬圓は公債財源に依ることとしたため、昭和十二年法律第八十

四號に依り起債し得る金額の外更に右金額だけ公債發行限度を増加したものである。

◇電報電話の利用狀況◇

遞信省の昭和十一年度の統計によれば、内地に於ける電報發信數は六千六百四十九萬三千七百七十七通で、國民一人が一年に〇九五通發信した。これを大正元年度と比較してみると二倍になつてゐる。
又十一年度の電話加入者は九十一萬四千三百二十二人で、人口一萬に對して百三十人の普及率を示してゐる。

最近公布の法令

内閣官房總務課

- ◇關東州阿片令中改正ノ件(二月十八日公布)
- ◇關東專賣局官制中改正ノ件(二月二十一日公布)
- ◇高等官官等俸給令中改正ノ件(二月二十一日公布)
- ◇判任官俸給令中改正ノ件(二月二十一日公布)
- ◇判任文官特別任用令中改正ノ件(二月二十一日公布)
- ◇朝鮮道立醫院官制中改正ノ件(二月二十七日公布)
- ◇米穀自治管理委員會官制中改正ノ件(二月二十六日公布)
- ◇關東州計畫令(二月二十一日公布)

止し新に内閣總理大臣の監督に屬する企畫審議會を設置したもので、企畫審議會は内閣總理大臣の諮詢に應じて平時に於ける綜合國力の擴充運用に關する重要事項を調査審議し、總裁一人(内閣總理大臣)、副總裁一人(企畫院總裁)及び委員若干人を以て組織し、特別の事項を審議するため必要あるときは臨時委員を置くことを得ることとなつてゐる。

朝鮮道立醫院官制中改正ノ件(二月二十七日公布)
平安南道立安州醫院の新設及び既設道立醫院に於ける診療事務の改善を圖るため醫官七人、醫員八人、書記一人、藥劑手一人を増置したものである。

關東州計畫令(二月二十一日公布)
關東州に於ける公共の安寧秩序を維持しその福利を増進すると共に同州の特殊事情に即應しその全土の合理的開發を圖るため市街地の構成、農耕地の創設又は改良等土

- ◇地方産業職員制中改正ノ件(二月二十三日公布)
- ◇昭和七年勅令第二百五十九號臨時農林省二經濟更生部ヲ設置スルノ件中改正ノ件(二月二十三日公布)
- ◇陸軍特別志願兵令(二月二十三日公布)

地の利用開發に關し綜合的計畫を樹立し、これに基づき所要の公共施設の構築、土地利用の統制及び土地の整理をなすこととしたものであつてその施行の期日は滿洲國駐節特命全權大使がこれを定めることとなつてゐる。

昭和七年勅令第二百五十九號臨時農林省二經濟更生部ヲ設置スルノ件中改正ノ件(二月二十三日公布)
農村工業指導の爲農村工業指導所を設け農村工業調査指導に従事する職員として技師一人、屬一人、技手三人を増置したものである。

地方産業職員制中改正ノ件(二月二十三日公布)
輸出入貿易の増進を圖る一方策として中小工業製品の高級化を促進する事務に當らしむるため地方商工技師十五名、商工技手十五名の増員を規定したものである。

陸軍特別志願兵令(二月二十三日公布)
戶籍法の適用を受けない年齢(滿洲國の十七年以上の帝國臣民(朝鮮人)たる男子で陸軍の兵役に服することを志願するものは、陸軍大臣の定むる所に依つて銜衡の上これを現役又は第一補充兵役に編入することが出来ることとしたもので、この者の兵役に關しては別に定むる場合を除くの外兵役法に依り現役兵又は第一補充兵として徵集せられた者の兵役と同じである。尙同時に補充兵役若しくは國民兵役に在る者又は兵役を終つた者で職時又は

級の例に依つて、必要に應じ臨時抜擢してこれを進級せしめることが出来ることとしたものである。

◇日本帝國通信省及香港郵政廳間小包郵便約定修正ノ追加約款(二月二十六日公布)

日本香港間交換する小包郵便物の最高限は、従來五キログラム(十一封度)であつたのを、十キログラム(二十封度)に増加し、これに伴つて料金の改正等を行つたもので三月一日から施行せられた。

◇園藝試験場官制中改正ノ件(二月二十八日公布)

園藝試験場東北支場を新設し、寒地に適する園藝農作物に關する試験研究を行ふため技師三人、技手三人及び局一人を増設したもので三月一日より施行せられた。

◇臺灣總督府稅關官制中改正ノ件(三月四日公布)

高等官官等俸給令中改正ノ件(三月四日公布)

◇委任文官特別任用令中改正ノ件(三月四日公布)

◇明治三十五年勅令第二百十八號臺灣總督府稅關長、稅關事務官、稅關監視官、稅關鑑定官、稅關屬、稅關技手、稅關監視、稅關鑑定官補及稅關監吏ノ服制中改正ノ件(三月四日公布)

臺灣總督府稅關の庶務課長に充てるため關稅官を新設し現に基隆稅關庶務課長に充て、居る事務官一人を關稅官に振替へると共に、高雄稅關庶務課長に充てるため關稅官一人を増設し、又基隆稅關野柳監視署及高雄稅關三監

所を設置する爲監吏四人を増員し、これに伴つて關稅官官に關し官等俸給及び服制を定め、且その掌る事務の性質に鑑み廣く當該事務に經驗を有する職員中よりこれを任用し得るの途を拓くこととしたものである。

正誤

第七十五號二頁五行目「日支兩國」とあるは「日伊兩國」の誤。

同號最近公布の法令中四十四頁上段「通信省官制中改正の件」より四十五頁上段十一行目までは四十三頁上段「關東州に於ける金の管理に關する件」の前に入るべきの誤植。

以上御訂正おき下さい。

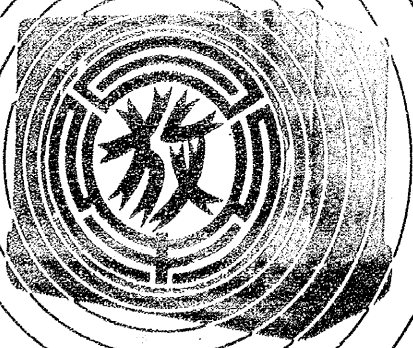
國策のグラフ 寫眞週報

- 一、樞原神宮
- 一、黄河へ黄河へ
- 一、盟邦伊太利素描
- 一、祖國振興隊
- 一、愛林日
- 一、圖書館記念日
- 一、海の彼方

内閣情報部編輯發行
—<號七第>—
銀十金價定行發日十三月三

取聽朗明のオデラ

オデラと供子 なすか泣とービ
一第節訓取聽朗明
うせまり守徳道オデラ 音聲生再 惑迷所近



アースだけでオデラをお聴きになると時々聲の大きさが變つたり、雜音が入つたり、御近所のオデラの調節を狂はすことがありますから是非アースをお用ひ下さい。放送協會認定品をお使ひ下さい。

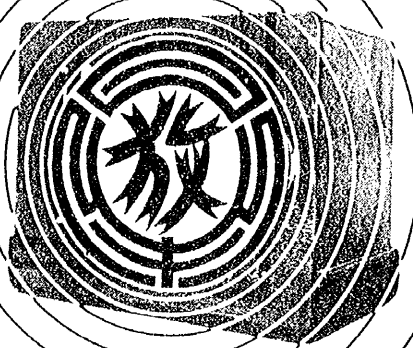
オデラの聲が濁り勝つてあつたり、調節するにつれてピーピーユーユーといふ音が出たりする受信機をお持ちの方は、一度オデラ相談所又はオデラ前に御相談の上正しい所をお直下さい。

は擇選の機信受良優
步一第の取聽朗明

會協送放本日 人法團社

取聽朗明のオヂラ

オヂラと供子 なすか泣とーピ
 一 第 節 調 取 聽 明 明
 うせまり守徳道オヂラ 音難生再 感迷所近



ラヂオの音が満ち溢れてあつたり、調節するにつれてピーピーユーユーといふ音が出たりする受信機をお持ちの方は、一度ラヂオ相談所又はラヂオ面に御相談の上悪い所をお直し下さい。

リースだけでラヂオをお聴きになると時々音の大きさが變つたり、雑音が入ったり、御近所のラヂオの調節を打はずことがありますが是非アンテナをお用ひ下さい。放送協会の認定品をお使ひ下さい。

は 擇 選 の 機 信 受 良 優
 步 一 第 の 取 聽 朗 明

會 協 送 放 本 日 人 法 團 社

露光量違いにより重複撮影

- ◇ 綴り例に依り、必要に應じ臨時採用...
- ◇ 日本帝國通信省及香港郵政總局小包郵便約定修正ノ追加約款...
- ◇ 選考試験場官制中改正ノ件...
- ◇ 高等官官令中改正ノ件...
- ◇ 任文官特別任用令中改正ノ件...
- ◇ 明治三十五年勅令第二百十八號臺灣總督府税關長、税關事務官、税關監視官、税關鑑定官、税關屬、税關技手、税關監視、税關鑑定官補及税關監吏ノ服制中改正ノ件...

國策のグラフ 寫眞週報
 新聞 雑誌
 圖書部 念日
 海の波力
 内閣情報部編輯發行
 一七號七第
 號十金價定行發日十三月三

所を設置する職員を人員を増員し、これに伴つて課長官官に課長官等任務及職制を定め、且その掌する事務の性質に基き、業務に専断を有する職員中よりこれを任用し得るべきものとして、その職制を定めることとする。

正 談



週報

昭和十三年三月三十一日第一種郵便物認可
昭和十三年三月三十日發

(每週一回水曜日發行) 第七十六號



| 所 込 申 | 價 定 |
|--|---|
| 内閣印刷局發行課 電話丸ノ内(23)三五二一九 振替東京一九〇〇番 | 一ヶ月部 五錢 一年部(前金) 二圓四十錢 (外國郵便に依る地) 要送料 一ヶ月分未滿配送御希望の方は一 部五錢の割合を以て前金を添へ御 申込み下さい。 |
| 全國各地官報販賣所 東都書籍株式會社 東京市神田區神保町一ノ三三 振替東京九三九〇番 各書店・驛賣店 | |

| 週報 | |
|------------------------|--|
| 昭和三十二年三月三十日印刷發行 | |
| 編輯者 内閣情報部 | |
| 印刷者 内閣印刷局 | |
| 發行者 内閣印刷局 | |
| 東京市豊町區水田町 内閣總理大臣官舎内 | |
| 東京市豊町區大手町 | |

(本書の大きさは國定規格A5判)